

相指名業者への下請制限の緩和について

受注者は、工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、この契約に係る入札に参加した他の者を選定してはならないこととしていますが、特例措置により当分の間、受注者からの申請により原則承認することとし、平成26年4月1日以降に契約する案件から適用します。

下請契約を締結する前に「下請（再下請）施工承認申請書」により承認を得てください。

（参考）

工事請負契約書特約（抜粋）

（下請負人）

第3条

2 受注者は、工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、この契約に係る入札に参加した他の者を選定してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、このかぎりではない。